

東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県知事（以下「知事」という。）は、未来を担う子どもたちが東日本大震災及び原子力災害の経験や教訓、復興に向け歩む姿を学び、自分事として考え、自らの言葉で発信することができるような人材の育成に寄与するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1に掲げる学校とする。

(補助の内容等)

第3条 補助金は、学校行事の一環として東日本大震災及び原子力災害に関する学習（以下「震災等関連学習」という。）を実施し、かつ東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を行程に取り入れた補助事業者に対し、その移動に係るバス経費の一部について交付する。ただし、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 行程全体の内容が震災等関連学習を主たる目的としていないことが明らかな場合
- (2) 学校の教員以外が児童、生徒を引率する場合
- 2 前項の補助金の額は、バス1台当たり別表第2の額を上限として交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本補助金以外の補助金等を併用して交付を受ける場合は、本補助金以外の補助金等との合計額がバス経費の総額を超えない範囲で補助金を交付するものとする。ただし、福島県（福島県教育委員会を含む。）が実施している他の補助金等との併用はできないものとする。
- 4 補助の対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業所のバス等とする。
- 5 同一の補助事業者に対する補助金の交付回数は、年度毎に1回までとする。ただし、既に本補助金の交付が決定した震災等関連学習とは参加する児童又は生徒が異なる震災等関連学習であって、第1項ただし書きに該当しないものを実施する場合に限り、当該震災等関連学習の実施毎に交付できるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、伝承館への来館日から起算して10日前までとする。

- 2 規則第4条第2項の書類は、次のとおりとする。
 - (1) 行程表（任意様式）
 - (2) 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）見積書・実績額証明書（様式第2号）及びバス経費の見積書の写し（バス事業所等が発行したもの）
 - (3) 本補助金以外の補助金等を併用する場合は、当該補助金等の交付申請書又は交付決定書通

知書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。
- 4 補助事業者は、補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助金の額の20%以内の減額をすること。
- (2) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金の額の変更を伴わない増額をすること。
- (3) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

（変更の承認申請）

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 実際に催行された行程表（任意様式）
- (2) 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）見積書・実績額証明書（様式第2号）及びバス経費の請求書又は領収書又は実績額を証する書類の写し（バス事業所等が発行したもの）
- (3) 本補助金以外の補助金等を併用した場合は、当該補助金等の実績報告書又は補助金等の額の確定通知書又は補助実績額を証する書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費財及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金確定額が規則第5条に規定する交付決定額と同額の場合は、通知を省略することができるものとする。

- 2 知事は、前項の請求を受理した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

（会計帳簿の整理等）

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。ただし、施行日から1か月間は改正前の様式による申請を認める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

対象となる学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）及びその他知事が特に認める学校のうち、福島県内を所在地とするもの
---------	--

別表第2（第3条関係）

区分 (補助事業者の所在地)	補助上限額（継続校） (バス1台当たり)	補助上限額（新規校） (バス1台当たり)
浜通り地方	70,000円	90,000円
中通り地方	75,000円	95,000円
会津地方	90,000円	120,000円

※新規校とは令和4年度まで「東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金」の交付を受けたことのない学校等をいう。